

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 境界変更に伴う東京都及び町田市の人口……………一
- ……………(総務局行政部市町村課)……………一
- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 公共測量の実施 (九件)……………一
- ……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………三
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………四
- ……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………四
- 農用地利用配分計画の縦覧……………五
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ……………(同)……………六
- 特定非営利活動法人の認定……………七
- ……………(同)……………七
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………七
- ……………(同)……………七

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

告示

●東京都告示第四十七号

東京都と神奈川県との境界にわたる町田市と相模原市との境界変更に伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項第二号及び第七十七条第一項第二号の規定により、東京都及び町田市の人口を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 東京都 千三百五十一万五千二百七十二人

二 町田市 四十三万二千三百四十九人

●東京都告示第四十八号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第四十七条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 田村 未弥子

(二) 屋号 Laura又はサロンB・B

(三) 主たる事務 港区三田一丁目三番二十四号サンウツ所の所在地 ド三田パークサイドタワー一四〇四

二 処分年月日 平成二十八年十二月十五日

三 処分の内容

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年十二月十五日までの間(十二箇月間)法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第四十七条第一項

●東京都告示第四十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 測量の種類 公共測量(座標補正及び数値修正)

三 測量の区域 足立区及び葛飾区各地内

四 測量の期間 平成二十八年十一月二十四日から平成二十九年三月十五日まで

●東京都告示第五十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知

があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

三 測量の区域 西多摩郡奥多摩町日原地内

四 測量の期間 平成二十八年十月二十六日から平成二十九年一月二十七日まで

●東京都告示第五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 昭島市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 昭島市中神町地内

四 測量の期間 平成二十八年十一月七日から平成二十九年一月二十七日まで

●東京都告示第五十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 武蔵野市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 武蔵野市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 三鷹市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 三鷹市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同年二月二十八日まで

●東京都告示第五十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 小金井市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 小金井市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月二十日まで

●東京都告示第五十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月二十三日まで

●東京都告示第五十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 狛江市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第五十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、調布市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

国立市富士見台四丁目十七番一の一 平成二十八年十部、同番八の一部、同番九、同番十の二 二月十四日
の二 同番十二の一部、同番十三の二 同番二十三の一部、同番二十六の一部、同番二十九の一部及び

同番三十一の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十七日

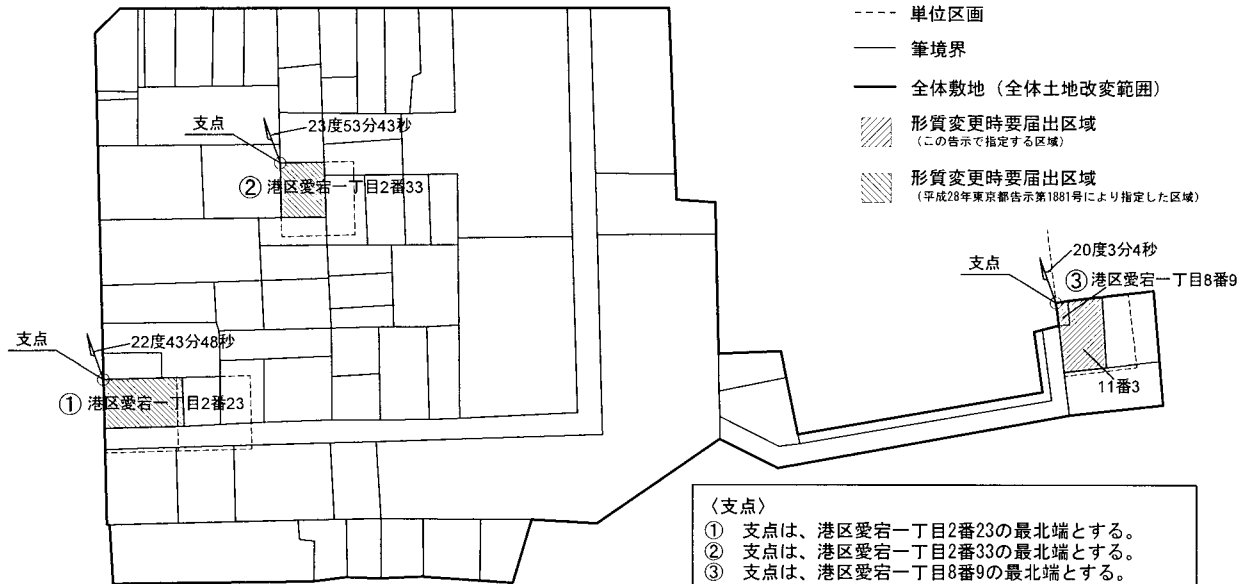
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区愛宕二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 全体敷地(全体土地改変範囲)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1881号により指定した区域)



〈支店〉
 ① 支店は、港区愛宕一丁目2番23の最北端とする。
 ② 支店は、港区愛宕一丁目2番33の最北端とする。
 ③ 支店は、港区愛宕一丁目8番9の最北端とする。

① 〈格子の回転角度: 22度43分48秒〉
 ② 〈格子の回転角度: 23度53分43秒〉
 ③ 〈格子の回転角度: 20度 3分 4秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六十号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 第一回

平成二十九年四月十日、同月十一日及び同月十八日

日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 第二回

平成二十九年四月十七日、同月二十四日及び同月二十五日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

(二) 管理美容師

ア 第一回

平成二十九年四月十日、同月十一日及び同月十八日

日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 第二回

平成二十九年四月十七日、同月二十四日及び同月

二十五日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万八千円

●東京都告示第六十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 農地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を 受ける者		賃借権の設定等を 受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
東京都新島村	住	東京都新島村	

大沼 光吉

本村六丁目三丁目大原百七十四、五二二番十六号 一番

二 申請年月日

平成二十八年十二月二十一日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間

平成二十九年一月十七日から同月三十一日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三鷹はなの会

三 代表者の氏名

高玉 茂男

主たる事務所の所在地

東京都三鷹市新川三丁目二十一番十九号 はなはなテラス一F

四

定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、障害者が地域の中で自立した生活が営まれるよう、その理解の促進を図るとともに、就労支援またそれを支える生活支援を行なうことによつて、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レスピエグル

三 代表者の氏名

小池 綾

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目二番十五号 ウィン青山九四

二

定款に記載された目的

この法人は、犬、猫及びその他の動物も管理保管出来るシェルターの設立を目標に、動物を用いたイベント事業、老人ホーム、学校、被災地などへボランティア訪問など行い、環境保全やまちづくり、子どもの健全育成、社会教育の推進を図る活動及び保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。（以上原文

のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京バリアフリー協議会

三 代表者の氏名

齋藤 修

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区東砂一丁目三番二―三一九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、身体的に不自由な人の外出・旅行をサポートするため、障害者及びお年寄りに対する旅行相談事業、全国におけるバリアフリーの実態調査及びマップの作成事業、障害者旅行の実態調査事業、施設バリアフリー調査事業を行い、もってこれらの人々の外出・旅行の際の不安解消に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CNSネットワーク協議会

三 代表者の氏名

後藤 美穂

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十六番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、心のケアの重要性を啓発するとともに、各自が個々に合った心のケア方法を見つけられるよう支援する。心のケアが必要な人やその家族に対して、カウンセリング等を通じて、社会復帰支援を行う。また、精神神経疾患に係る患者と医療機関に対して、臨床研究(治験を含む。以下同じ。)の支援体制の構築などに関する事業を行い、精神神経領域におけるドラッグ・ラグ(新薬承認の遅延)を解消し、日本の医療の進展に寄与すること並びに医療機関や企業などに対する支援活動を通じて日本国民の健康を確保することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人縁パワー

三 代表者の氏名

山田 育男

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市本町三丁目五十二番地の九

五 定款に記載された目的

この法人は、就労困難及び生活困窮状況下で孤立状態を強いられながら生活を余儀なくされている社会的に不利な立場の方々に対して、安心して働き続けられる場を提供するとともに、相互扶助の精神を基盤に据えた多様な支援システムと地域ネットワークの構築を図りながら、人が大切にされる住まいと暮らしや、誰もが社会の中で出番を持ち、一人ひとりがその人らしく生きることので

きるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ホープフル・タッチ

三 代表者の氏名

高田 みほ

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十一番三号 コンフォリア原宿四〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、災害や飢餓貧困、劣悪な社会環境下で生きる子どもを対象とし、子どもの生活実態調査、教育の推進、栄養改善、保健衛生に関する事業を通じ、子どもの権利の保護・実現に務めることで、国際社会における子どもの平和と発達の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年一月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構</p> <p>二 代表者の氏名 御手洗 富士夫</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月十九日から平成三十三年十二月十八日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年一月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人子どもに笑顔</p> <p>二 代表者の氏名 松島 恵之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座二丁目十三番十八号 アヴァンティ</p> <p>四 認証年月日 平成二十八年十月十三日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人わだつみのこえ記念館</p> <p>二 代表者の氏名 岡安 茂祐</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十九番十三号 赤門アピタ</p> <p>四 認証年月日 平成二十八年十月十七日</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年一月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 店舗名 (仮称)八王子みなみ野商業施設</p> <p>二 店舗所在地 八王子市大船町千九番地</p> <p>三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社</p> <p>四 意見 八王子市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年十二月二十七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年一月十七日から同年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称)八王子高尾商業施設計画</p> <p>二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十一</p> <p>三 設置者名 大和ハウス工業株式会社</p> <p>四 意見 八王子市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年十二月二十七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年一月十七日から同年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称)八王子みなみ野商業施設</p> <p>二 店舗所在地 八王子市大船町千九番地</p> <p>三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社</p> <p>四 意見 八王子市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年十二月二十七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年一月十七日から同年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001